



かどがわ

58/

6

編集・発行 門川町役場

印刷 工藤印刷



置県100年記念

「炬火リレー」

今月の主な行事

- 2日 庵川地区成人病学級 (9:30 ~コミュニティセンター)
自治公民館長会並びに青少年育成町民会議
(13:30 ~ 中公)
- 3日 血圧測定日 (9:00~11:00 役場宿直室)
尾末地区成人病学級 (19:30~下納屋公民館)
- 5日 道路愛護デー
16ミリ映写技術講習会 (9~15:00 中公)
五十鈴地区成人病学級 (9:30~五十鈴集落センター)
- 7日 三才児検診 (S54年6月~S55年5月生れの者
13~14:00 中公 8日迄)
- 9日 新生活学級 (19:30 ~ 中公)
- 14日 三才児検診 (S54年6月~S55年5月生れの者
13~14:00 中公)
中央高令者学級 (9:30 ~ 中公)
地婦協定例会 (19:30 ~ 中公)
- 15日 西門川高令者学級 (9:30 ~ 三ヶ瀬)
納税組合長会 (13~17:00 役場三階会議室)
- 16日 献血 (10~15:00 役場)
宮ノ迫栄養教室 (18:30 ~ 集会所)

- 17日 一才六ヶ月児検診 (S56年11月、12月生れの者
13~13:30 中公)
- 19日 町婦協リーダー研修会 (中公 時間は未定)
- 27日 農業委員会 (9~15:00 役場三階会議室)
- 28日 麻診 (生後18ヶ月児~36ヶ月児 14~14:30
白石病院)
29日 " " 樋口病院)



5月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,346	8,934	9,775	18,709
(5,313)	(8,955)	(9,763)	(18,718)

＝門川町＝ 女性ドライバー協議会 設立へ進行中



女性ドライバー協議会
役員研修会

**悪化する
交通情勢**

最近の交通情勢は益々悪化の一途をたどっていますが、この対応については、国、県、市町村、警察、交通安全対策協議会、交通安全協議会及び、その他関係機関団体等の真剣な取組みにもかかわらず、交通事故、交通違反件数は増加しており、必ずしも成果があがっているとは云えません。

このことをつきつめていきますと、どうしても運転する個人が安全運転に徹する意識の高揚と同乗者の心くばり、少しぐらいいとすめる飲酒運転等の環境に左右されるもの、及び歩行者の安全歩行等いろいろの要因が考えられますが、要は、車を運転する人も、歩行者も交通ルールをきちんと守ることが一番大切なことだと思われまます。

このような状況の中、本町では交通安全対策協議会、交通安全協会が中心となって、交通安全に対する意識高揚を強力に推進していることとし、今後は、区長会、婦人会、青年団、PTA、消防団及

女性ドライバー協議会に全員加入し 交通違反・事故の撲滅にたちあがりましょう

び町内各職場等へ更に協力、推進をお願いするつもりで計画しておるところであります。

**交通安全は
家庭から**

又一方では交通安全は家庭から合言葉にファミリー交通安全実践運動を展開していくために門川町女性ドライバー協議会を設立し、町内の女性ドライバーの方全員に加入していただき交通安全運動に取り組んでいただくよう準備を進めているところです。

すでに、加草、西門川地区においては設立されており、かなりの活動をされているもの全町のみにとまだの感もありますので五月十二日に役員研修会を実施し組織づくりと活動のあり方について勉強いたしましたところでありますが、役員の中には、はじめてのことと不安をお持ちのところもありましたが、すでにりつばな活動をされているところもありますので出来ないことはないかと確信しています。ただ一つ女性ドライバーたまたまの積極的な協力が絶対的な条件です。よろしくご願ひ申上

梅雨期の 交通事故防止 推進始まる

春の全国交通安全運動（五月一日から二十日まで）も皆様の積極的な協力をいただき、大きな事故もなく、十分な成果を得ることができました。

中でも、五月十二日に開催しました、交通安全ゲートボール大会には、各地区老人クラブから十八チームと多数の参加をいただき、老人の交通事故防止の上からも大きな成果がありました。

町民の皆さんのご協力に対して厚くお礼申し上げます。

梅雨期の交通事故を なくしましょう

六月一日～六月三十日まで一ヶ月間、梅雨期の交通事故防止推進期間です。

御承知のとおり、町内における交通事故は、五月十二日現在、発生件数二十五件（前年同期比九件増）、死者数二名（前年同期比二名増）、負傷者数二十四名（前年同期比四名増）といずれも前年に比べて大幅に増加しており非常に憂慮しているところであります。

このような中で本年も梅雨期を



シートベルトは
あなたの命です！

シートベルトは あなたの命です！

迎え、特に雨によるスリップ、追突事故、視界不良による事故、路肩のゆるみによる転落事故等梅雨期特有の交通事故の多発が予想されます。

つきましては、梅雨期の事故防止を図るため、次の推進事項に十分留意して下さい。

- ①歩行者の皆さんへ
 - ・歩道のある場所での歩道の通行及び歩道のない場所での右

- 側通行の励行
 - ・道路横断時の一時停止と安全確認の励行
 - ・かさをさして歩行する場合の安全確認の励行
- ②自転車利用者の皆さんへ
 - ・二人乗り、並進、かささし運転、右側通行及び夜間無灯火の禁止
 - ・道路横断及び見通しの悪い交差点での一時停止の励行
 - ・自転車のブレーキ、ライト、反射器材等の点検整備の励行
- ③運転者の皆さんへ
 - ・安全な速度と車間距離保持の励行
 - ・急発進、急停車、急ハンドルの禁止
 - ・交差点、横断歩道、自転車横断帯の付近における安全確認の励行
 - ・シートベルト、ヘルメット着用の励行
 - ・車輛の点検整備の励行

町政懇談会日程表

月	日	曜	対象地区	場 所
5	11	水	上本町	公民館
	12	木	本町	公民館
	19	水	東栄町	公民館
	25	水	西栄町	公民館
	26	木	西栄町	公民館
6	2	木	平城	公民館
	3	金	平城	公民館
	8	水	中草	公民館
	9	木	中草	公民館
	28	火	旭尾	公民館
7	5	火	松ケ	公民館
	6	水	三ケ	公民館
	4	火	南中	公民館
	23	水	中下	公民館
	24	木	中下	公民館
	25	金	上南	公民館
9	30	1	小中	公民館
	7	水	小中	公民館
	8	木	小中	公民館
	21	火	小五	公民館
	27	水	小五	公民館
10	5	水	五庵	公民館
	6	木	五庵	公民館
	19	水	五庵	公民館
	25	水	五庵	公民館
	26	木	五庵	公民館

町民の皆さんの、ご意見を

町政懇談会 開催さる

厳しい町財政の現状と将来についてお知らせし、ご理解を得てご協力をいただき、併せて、町民皆さんの「ナマ」の声を行政に反映させ、住民参加の明るい町政を推進するために、別紙の通り町政懇談会を計画いたしました。

主な懇談内容は、町財政の現状について報告した後、皆さんからのご意見等をおきかせいただき即答できるものは即答いたし、できないものについては、もちかえり、十分に検討を加えて、後日、地区会長さんを通じて回答することにしていただきます。

既に、六地区を終え、多数の方々のご参加をいただき、沢山のご意見等が出されております。

今後、日程通り開催いたしますので、皆さん方の多くのご参加をお願い致します。

西栄町地区 行政区割 「宮ヶ原地区」に

この度、西栄町地区の世帯増、行政区域の広域化に伴っての、行政区割を末端行政機構審議会に諮問していただきましたところ、世帯数集落度合、地理的条件等、種々検討されまして答申がなされました。

これに基づきまして、四月一日より、田中病院前の町道、栄町区画一線から竹名、橋山原線を境に、南側を、従来通り、西栄町地区に、北側を、宮ヶ原地区に、行政区割することに致しましたのでお知らせします。

町政テレホンサービスが設置されます

ダイヤル3-2000番

この度、町において、電話による案内板、テレホンサービス、七月一日より設置することになりました。

これに先立ち、五月十九日より六月末日までテスト業務を開始いたします。

これらは、向こう一週間程度の町政の動きや、文化、体育の行事などを情報提供するもので、ダイヤル3-2000番をダイヤルしていただきますと、あらかじめ録音しております町の行事等をご案内することになります。

新しい動きなど、行政情報を、より早く知るためにも是非ご利用ください。

年金で 実り豊かな 老後の暮らし

国民年金の保険料は、一カ月五
八三〇円ですが、失業や少収入な
どのため保険料の納付が困難な方
は、申出によって保険料が免除さ

保険料免除の手続きは お早目に



れることがあります。
七月までに手続きをすれば、今
年の四月分から向う一カ年間有効
です。
保険料が免除されると、老齢年
金は、免除を受けた期間だけ三分
の一に減らされますが、各種の国
民年金は納めた人と同様に受ける
権利がありますから、滞納のまま
にせず、必ずお住まいの市区町村
役場にお申出ください。
なお、保険料を納められるよう
なつたら、すぐ納めてください。

国民年金の届出は済みましたか？ こんな時には届出が必要です。 —— 忘れないように ——

- ◎ 厚生年金や、共済組合、等の年
金に加入、脱退したとき。
- ◎ 住所が変わったとき。
- ◎ 氏名が変わったとき。
- ◎ 老令年金、障害年金、母子年金
等、国民年金の給付を請求する
とき。
- ◎ 二十才になった方で外の年金に
加入していない方。

家庭奉仕員の 派遣事業について

家庭奉仕員（ホームヘルパー）

派遣事業は、日常生活を営むのに
支障がある、老人、身体障害者、
心身障害児の家庭に家庭奉仕員を
派遣して適切な家事及び介護等の
日常生活の御世話を行う事業であ
りまして、現在この事業は門川町
社会福祉協議会に委託をして実施
しているところであります。

ウ 心身障害児家庭奉仕員

この事業は、これまでは低所得
世帯（所得税非課税世帯）にのみ
派遣されることになっていました
が、このたび本制度の一部改正に
より派遣対象を拡大して所得税課
税世帯へも派遣することができ
るとされ、所得税課税世帯からは、
サービスの時間に応じて別表のと
おり費用負担をしていただくこと
となりました。

ア 老人家庭奉仕員

一、家庭奉仕員派遣対象は次のと
おりです。
※老衰、心身の障害及び傷病等の
理由により臥床しているなど日
常生活を営むのに支障がある、
おおむね六十五才以上の者のい
る家庭であつて、その家族が老
人の介護を行えない状況にあ

別表 家庭奉仕員派遣事業費用負担基準

利用世帯の階層区分	利用者負担額 (1時間あたり)
A 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0 円
B 生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0
C 生計中心者の前年所得税課税年額が 3万円未満の世帯	290
D 生計中心者の前年所得税課税年額が 3万円以上の世帯	580

担当課「住民課厚生係」

- イ 身障者家庭奉仕員
※重度の身体上の障害等のため日
常生活を営むのに支障がある身
体障害者のいる家庭であつて、
その家族が当該身体障害者の介
護を行えないような状況にあ
る場合。
- エ 生活必需品の買物。
オ 医療機関等との連絡、通院
- カ 家事、介護に関すること。
ア 食事の世話。
イ 衣類の洗濯、補修。
ウ 住居等の掃除、整理整頓。
エ 身の回りの世話。
オ 生活必需品の買物。
カ 医療機関等との連絡、通院

昭和58年度

門川町消防団 機構成る

—— 団 長 —— 河 村 氏 ——

明るい門川町をめざして

め訓練を重点的に行い、皆様と
共に明るい門川町づくりに努めた
いと思ひます。今後共よろしく御
協力をお願い致します。

- 第二 福光次郎 東栄町
- 第三 山倉秀夫 下納屋
- 第四 福永勝行(新)加草一
- 本部々長 江川朝伸(新)平城東
- 一部 鍋島芳和 三ヶ瀬
- 二部 小野幹男 上井野
- 三部 小邑 東(新)小松
- 四部 中田幸人(新)城屋敷
- 五部 金丸修一(新)南町二
- 六部 和田正雪 旭
- 七部 矢野重徳 下納屋
- 八部 佐藤勝育 加草二
- 九部 和田作利 庵川西
- 十部 黒木吉夫(新)庵川東
- 十一部 蔵田広秋(新)中村
- 十二部 炭倉武徳 上納屋
- 十三部 河野真一(新)西栄町



危険箇所の総点検

町内災害危険箇所を調査

予想できない災害

過日、本町消防団他、関係機関
合同により危険箇所の総点検を行
いました。近年の風水害等の傾向
をみると、例年にならぬ豪雨によつ
て大きな被害が発生したり地域開
発に伴つて、従来災害を経験して
なかつた地区で予想しがたい被害
が発生するなどの事例がみられま
す。このような個所を事前に十分
チェックし、台風、豪雨時には常
に監視体制をとり、有事の際にお
ける警報の伝達、警告及び避難の
指示等を行い未然に災害の防止を
はかろうとするものです。

領収証や契約書と 印紙税

私たちは毎月の生活のなかで、
いろいろな書類を作ったりもつ
たりします。このような書類の中
には、不動産売買契約書や借用証
書、領収書などのように、印紙税
がかかるものがあります。
印紙税は、印紙税のかかる書類

を作った人が、その書類に、定め
られた額の収入印紙をはり付け、
書類と印紙の両方にかかるように
消印をして納めます。
例えば、商品の販売代金の領収
書ですと、領収金額三万円以上百
万円以下は二百円の収入印紙、ま

た、借用証書や不動産の売買契約
書ですと、契約金額一万元以上十
万円以下は二百円の収入印紙とい
つた具合です。
このように、印紙税額は作成し
た書類の種類、記載されている金
額などによって異なります。
なお、実際に書類を作るときに
その書類に印紙税がかかるかどう
か、いくらの収入印紙をはつたら
よいかなど、お分かりにならない
ことがありましたら、税務署又は

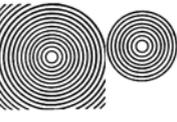


延岡税務所
TEL (0982)-32-3301
税務相談室宮崎分室
TEL (0985)-24-9380
9389

※お尋ね下さい
ご利用下さい

母子及び寡婦福祉の

ご紹介



母子家庭及び寡婦は、母子家庭及び寡婦であるがゆえに経済的にも、社会的にもまた精神的にも不安定な状態におかれ、家庭生活や児童の育成環境がそこなわれがちなものです。

しかし児童は、母親が健康的で文化的な生活を営みながら、心身ともに健全に育成されるための諸条件に恵まれていなければなりません。これらのことを鑑みて実施されている諸制度について紹介していきます。

今回は、まず母子及び寡婦の方が当面する諸問題についてどこに相談したらよいか紹介します。

1、母子相談員等

母子家庭や寡婦の経済上の問題、児童の就学、就職の問題、家庭紛争、その他一身上の問題などについて、これら生活全般にわたる相談に応じ、助言指導を行い、また必要ときには、母子家庭の側に立つて対策を行政機関に反映させる役割を果たします。

母子相談員は、母子家庭や寡婦の中から母子福祉に熱意と識見をも

2、民生(児童)委員

町内に三十二名おられ、県や町母子相談員の行う母子家庭や寡婦福祉の業務に積極的に協力していただいております。

これらの方々に御遠慮なく相談され、又、諸母子及び寡婦福祉制度についての申請や不明な点につきましては、住民課厚生係にお問い合せ下さい。

母子福祉協力員

門川町西栄町

山倉ハツ子さん

門川町上納屋三区

赤沢照野さん

ご存じですか

地価公示制度 土地の正常な価格を お知らせしています

土地は、他の商品と異なり、価格の判定が難しいのが実情です。そのため、いったん適正な価格より高い価格で取引されると、それが周辺の地価に影響して地価水準が引き上げられる、といったことがよく起こってまいりました。また、公共用地の取得価格も、公共事業間で必ずしも統一されているとはいえ、地価が混乱する一つの原因になっていました。

このような事態に対処し、適正な地価の形成を図っていくためには、土地の正常な価格が広く一般に周知されていることが必要です。

こうした背景のもとに、昭和四十四年に創設されたのが、地価公示制度です。

この制度は、標準的な土地の正常な価格を毎年一回、四月一日に公表することによって、一般の土地取引や公共用地の取得価格の算定などに当たって、信



要な調査を行って、正常な価格を判定します。

正常な価格とは、「土地について自由な取引が行われるとした場合、通常成立すると認められる価格」で、売り手にも買い手にも偏らない客観的な市場価格を表したものです。そのため、不動産業者の店頭表示価格などは本質的に価格が異なり、必ずしも注意が必要です。

〈価格の公示と閲覧〉

土地鑑定委員会は、標準地の正常な価格を毎年四月一日に官報で公示します。また、同時に新聞やテレビなどで一般に報道されます。

公示価格は、発表後三年間は関係市町村の役場、出張所で標準地の位置を書き込んだ図面と一緒にどなたでも簡単に閲覧できます。土地取引などに当たってはぜひ参考にして下さい。

人権擁護委員制度を

ご存知でしょうか。

六月一日は、人権擁護委員法が施行された日です。

日本が戦後新しく生れ変わったとき、何よりもまず国民の基本的な人権の擁護と、人権思想の普及高揚が国家の責務として、国民の間から叫ばれ、基本的な人権を基調とした日本国憲法が制定されました。

こうした背景の下に、昭和二十四年六月一日に人権擁護委員法が施

行され、国民の基本的な人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生したので、これが人権擁護委員による人権擁護委員制度の始まりです。

人権は、人間が平和に生存する上で、最も大切な権利です。

自分だけでなく、あなたも私もみんな人権が尊重されなければなりません。つまり人権は共存するも

のなのです。お互いに人権を守って明るい社会をつくるのが、私達の願いです。

全国の人権擁護委員は、六月一日を「人権擁護委員の日」と定めこの日を中心としてみなさんとともに、一層の人権思想の啓発に励むことを申し合せております。

門川町には町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

住所 門川町大字加草三三番地
氏名 請関杉芳
電話 (一)二〇〇八

住所 門川町大字川内六六番地
氏名 柴田重喜
電話 (一)四八二二

住所 門川町東栄町三丁目一三
氏名 佐藤ヤヨヒ
電話 (一)二八〇九

以上三名の方が門川町の人権擁護委員になっておられます。

相談は無料で秘密は守られます。

お気軽にご相談ください。

お知らせ

身体障害者(児)巡回相談実施

6月7日

身体障害者の福祉向上のため、左記のとおり、身体障害者(児)巡回相談が実施されますので、御利用下さる様お知らせ致します。

一、日時場所
六月七日(火曜日)
日向市体育館(日向市役所横)

受付時間 午前九時三〇分～
十二時まで

二、実施機関
宮崎県身体障害者更生相談所

三、相談の対象及び内容
内部障害者を除いた肢体、視覚聴覚及び音声、言語障害者(児)を対象として、医学的診査に基づく障害程度の判定等をはじめとして総合的な判定、補装具等の簡単な修理、その他総合的な相談に応じます。

なお、不明な点や詳細につきましては住民課厚生係までお問い合わせ下さい。

お知らせ

分譲住宅募集

募集

宮崎県住宅供給公社が行う、本町関係分譲住宅募集の要領が決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

一、土地面積
二、三七、四六平方メートル

二、建物面積
八三、四〇平方メートル

三、分譲価格
一六五三三千元

四、募集戸数
五戸

五、募集時期
五十八年六月中旬

尚、土地面積、建物面積、分譲価格、は平均的なものですので、各戸においては少々の差異は出てまいります。

※詳細について知りたい方は次のところにお問合せ下さい。

・連絡先
八八〇

宮崎市橋通東一丁目九番地
宮崎県住宅供給公社 業務課
電話 二四局 六六〇一

Smokin' Clean

ちよとした心づかいも味のうち

たばこは
町内で買ひましよう。

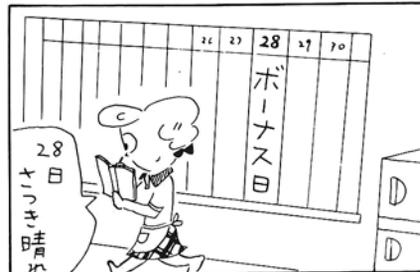
門川町

守ってますか喫煙マナー

さわやか君



西村 宗



続・車椅子の青春

上映協力 ありがとうございました



去る四月十六日に多数の団体の後援、御協力を得まして、映画「続・車いすの青春」を上映しましたところ、町民の皆様にはその趣旨を御理解いただきまして多数の

御来場をいただき、ありがとうございました。また、上映にあたりまして多数の方の多大なる御協力を頂き、深く感謝致しております。なお、益金につきましては、門川町社会福祉協議会及び宮崎県筋ジストロフィー症を考える会へ各二万円づつ寄贈させて頂き、残金はこれからの青愛会の活動資金として使用させて頂くことになりました。これからも微力ながら会員自らの自立と、地域福祉向上の為、努力して参りますので変わらぬ御指導、御支援方よろしくお願ひ致します。

門川町身体障害者青年部
「青愛会」

寄付お礼

門川町身体障害者青年部・青愛会殿には、「車椅子の青春」の映画を、四月十六日、中央公民館にて行い、その益金貳万円。

日向市在住で元門川小学校に勤務されていた後藤松市先生には、このたび停年退職されまして、門川にお世話になったとして、金拾万円。

社会福祉事業にと、ご寄贈いただきました。厚くお礼申しあげますと共に、その志を有効に活用させていただきます。

社会福祉法人
門川町社会福祉協議会

ごめい福を祈る

死亡者氏名	年齢	住所
金田茂一郎	82	城屋敷
川島志圭	30	五十鈴
御手洗サヨ	80	上町
工藤 信之	69	東栄町
山倉国太郎	85	下納屋
河野萬之助	76	上納屋一区
甲斐藤五郎	73	中村
請関 勝義	16	加草一区
曾川 英樹	9	庵川東
加賀 辰彌	69	三ヶ瀬
原田アキヨ	82	東栄町
請関 正	58	西栄町
平野 次義	68	西栄町
黒田 イエ	77	下納屋
広本マツエ	70	上納屋三区
児玉 岩雄	85	西栄町 田中病院

寄付お礼



香典返しのかわりに、社会福祉事業にとご寄付をいただきました。ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福をお祈り申し上げます。

尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。

() は故人

参万円 五十鈴 川島重之殿 (志圭教)

参万円 下納屋 山倉秀夫殿 (国太郎)

五万円 東栄町 工藤ファイ殿 (信之)

五万円 城屋敷 金田茂遠殿 (茂一郎)

式万円 下納屋 黒田国太郎殿 (イエ)

参万円 三ヶ瀬 加賀秋満殿 (辰弥)

(五月十七日迄分)

社会福祉法人

門川町社会福祉協議会